

イタクニ CARD 特約

第1条 (名称)

イタクニ CARD 特約 (以下「本カード」といいます。)とは、イタクニ株式会社(以下「イタクニ」といいます。)と株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が提携して、当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、イタクニを通して当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員(以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

第4条 (イタクニでのカードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.会員が本カードをイタクニで翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】

(a) 支払回数	1回	2回	3回	6回	10回	15回	20回	ボーナス1回
(b) 支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	15	20	2~5
(c) 実質年率(%)	0.00	16.00	18.00	19.75	19.25	17.50	17.50	0.00
(d) 利用代金100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	0.00	2.00	3.00	5.80	9.00	12.00	16.00	0.00

- 2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額はカードショッピングの利用代金に別表1の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格100,000円 通常条件10回払の場合

●支払総額

$$100,000 \text{円} + 100,000 \text{円} \times (9.0 \text{円} / 100 \text{円}) = 109,000 \text{円}$$

●月々の分割支払金

$$109,000 \text{円} \div 10 \text{回} = 10,900 \text{円}$$

第5条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。